

国際日本文化研究センター貴重図書取扱要領

(平成4年4月1日制定)

(趣旨)

第1 この要領は、国際日本文化研究センターが所蔵する図書館資料のうち、学術的な価値が極めて高く、特に日本文化研究にとって重要な資料について、これを「貴重図書」に指定し、適切な取扱いのもとに、永く広範な利用に供するため定めるものとする。

(指定)

第2 貴重図書の指定は、別に定める「国際日本文化研究センター貴重図書指定要領」に基づき、情報管理施設長が行う。

(保管及び保存)

第3 貴重図書の保管及び保存は、次の各号によるものとする。

- (1) 貴重書庫に配置する。
- (2) 防火、防虫、防湿等に必要な措置を講じ、図書を損傷することのないよう十分注意する。
- (3) 損傷した図書については、補修を含む適切な措置を検討する。

(利用)

第4 貴重図書の利用は、国際日本文化研究センター情報管理施設図書利用規則（平成3年4月1日制定）に定めるところによる。

(その他)

第5 貴重図書は、広く利用に供するため、必要に応じ複製物（複製本、マイクロ・フィルム版等）を作成するものとする。

附 則

この要領は、平成4年4月1日から施行する。